

新地町「来て しんち」住宅取得支援事業

この補助制度は、新地町に移住し住宅を取得する子育て世帯又は新婚世帯の方に対し、住宅の建築又は建売住宅を購入した場合、経費の一部を補助するもので、最大100万円の補助を受けることができます。さらに県外から新地町へ移住する方は、福島県の補助要件に該当する場合に最大で90万円の加算があり、合算で最大190万円の補助を受けることができます。

●補助対象要件

- ①町内に自ら居住するために補助対象住宅の建築等をする県外移住者又は町外移住者。
- ②住宅取得の契約日以前1年間本町に住民登録がなく、住宅取得の翌年度から3年以上継続して補助対象住宅に定住すること。
- ③子育て世帯（中学生以下の子供を扶養している世帯。又は妊娠中の子がいる世帯）又は新婚世帯（夫婦の年齢の合計が90歳以下で婚姻後5年以内の世帯）であること。
- ④世帯全員が町税等の滞納がなく、かつ暴力団員等でないこと。
- ⑤申請期限は住宅の建築請負契約日又は、建売住宅の売買契約日から1年以内。

●補助対象経費

住宅の建築又は建売住宅の購入費用とします。

●補助対象額

補助対象経費の1／2の範囲内とし、100万円を限度とします。

※県外からの移住者で福島県の定める要件に該当する場合は上記に90万円が加算されます。

●重要

補助金を受給するためには上記要件以外に【新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金交付要綱】の各要件に該当する必要があります。

また、町・県共に予算の範囲内での補助となります。

ご利用される方は下記までお問い合わせ下さい。

新地町企画政策課 政策推進係 TEL：0244－62－2112